

氏名(本籍)	さいとう やすよし 齋藤泰嘉(山口県)
学位の種類	博士(芸術学)
学位記番号	博乙第1913号
学位授与年月日	平成15年2月28日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	東京府美術館史の研究
主査	筑波大学教授 博士(芸術学) 五十殿 利治
副査	筑波大学教授 Dr.phil. 中山 典夫
副査	筑波大学助教授 博士(芸術学) 中村 伸夫
副査	筑波大学教授 博士(美術) 金子 一夫

論文の内容の要旨

東京府美術館は1926(大正15)年、当時宮内省の管轄下にあった上野公園の敷地に開館し、その後戦時中の1943(昭和18)年に都政施行により東京都美術館と改称され、また1975(昭和50)年には新館に移行したが、美術館活動としての骨格は継承されて、今日に至っている。

東京府美術館は、東京帝室博物館(現東京国立博物館)が関東大震災のために本館復興(1937年)まで表慶館だけの展示活動に限定されたことも手伝って、開館以来長期間にわたり、東京における最大の美術展示施設として機能した。その結果、同館は20年間で千二百万人を超える入場者を集め、近代日本の博物館史・美術館史において、大きな実績を残した。春秋には、帝展・文展など官展、二科展や院展をはじめとする代表的な美術団体による公募展が開催される一方、新聞社などが企画した展覧会も随時開かれて、多数の入場者を集め、そのことによって美術愛好者層を開拓することに大きく貢献した。今日、上野公園内では、もっとも歴史の古い東京国立博物館のほか、国立西洋美術館、最新の東京藝術大学大学美術館などがあって、互いに競うよう活動を展開しているが、それでも東京府美術館の後継館である東京都美術館の存在意義は現在でも大きく変わるところはないといえる。

本論文はこれまで本格的な研究対象としてほとんどとりあげられてこなかった東京府美術館について、その創立から敗戦時までの20年間を中心にして、さまざまな側面から検証を加え、その全体像を描き出そうとするものである。その第一の課題として設定されているのは、建設の経緯、建物、開催展覧会等について、事実関係を洗い直し、包括的な美術館像を示すことである。つぎには、東京府美術館が、近代日本における美術文化の発展に果たした役割について検証を加えて、文化施設としての再評価を図ることである。

本論は序論のほか、全4章と結論から成る。付録として、参考文献一覧、「東京府美術館および戦中期東京都美術館展覧会一覧表」ならびに「聖徳太子奉讃美術展覧会出品作品一覧表」(全作品の図版が付される)がある。

序論においては、研究目的が述べられ、また研究史的な概観が示される。東京府美術館が博物館学的な研究対象とみなされなかった理由として、とくに展覧会場(ギャラリー)としてしかみなされず、美術作品を保存収集する美術館(ミュージアム)としては考えられなかったことを挙げている。しかし、実際には、東京府美術館にはわずかながら所蔵品があり、また館主導の展覧会も開かれており、美術館としての萌芽があったと主張される。博物館学的にはこの萌芽的ミュージアムの側面を、美術史的には歴史回顧展による戦後の美術館常設展への影響

を、さらに芸術文化支援という観点からは美術文化を活性化させたという点を考察することで、東京府美術館の全体像と存在意義を確認するとする。

第一章「佐藤慶太郎による美術館建設支援」は、平和記念東京博覧会（1922年開催）に際して沸き起こった永久的な美術館建設の議論に触発されて、百万円の寄付を東京府知事に申し出て、東京府美術館設立に大きく貢献した九州の実業家佐藤慶太郎の功績を中心に論じる。美術館設立までの紆余曲折の経緯について、美術館の性格づけの問題について種々の議論をたどる一方で、佐藤慶太郎に美術館の必要性を説いた人物として東京美術学校図画師範科に学んだ志賀寛治を示唆し、さらに戦後東京都美術館における書道展の隆盛に佐藤慶太郎の尽力があった事実など、佐藤の芸術支援活動を多角的に考察する。

第二章「正木直彦による開館準備支援」は、長期間東京美術学校の校長として活動した正木直彦と東京府美術館との関係について検証する。まず、当初東京美術学校の敷地の一部と予定されていた美術館の敷地問題について事実関係を整理し、ついで美術館の建築設計の過程、展示室や採光などの設備について考察する。開館に際しては、主要美術団体から記念の画帖が佐藤慶太郎に贈られているが、その内容を考察する。また開館時の展覧会「第一回聖徳太子奉讃美術展覧会」について、久邇宮邦彦を会長とする聖徳太子奉讃会が主体となって準備され、日本画、洋画、彫刻、工芸の総合的な展覧会が実現にした経緯を整理し、同会理事でもあった正木直彦の積極的な関与、さらに東京府の後援について論じる。そして、展覧会内容、陳列品や展示方法について詳細に検証している。

第三章「デルスニスによる『ダンス』寄贈」では、1920年代のパリと東京との美術交流について、東京府美術館の場合を考察する。黒田鵬心とともに興した日仏芸術社を足掛かりにして「仏蘭西現代美術展」（いわゆる仏展）によってフランス美術を日本にもたらしたエルマン・デルスニスについて、これまでほとんど知られていなかった経歴を遺族の証言を中心に紹介するとともに、デルスニスが東京府美術館に寄贈したジョセフ・ベルナルのレリーフ「ダンス」について、主題、原作等について細部まで分析している。最後に「仏蘭西現代美術展」の経過、さらにこれに対応する「巴里日本美術展覧会」（1929年）の開催について概観している。

第四章「東京府美術館での展覧会と作品収集」は、開館以来1945（昭和20）年までの東京府美術館における展覧会と各年度の入場者について記録を整理するとともに、同館における作品収集についても論じる。これまでの著者の調査によって展覧会数は従来の記録より多く、769が確認され、また入場者数では昭和13年度（1938-39）の約百二十五万人を頂点としており、ついで約九十八万人の昭和17年度、約九十万の18年度と続くが、戦火が激しくなると激減する。美術展については、とくに同館主催・後援による4展を、ついで新聞社主催の主要な名作展の内容を検討する。さらに、作品収集については、戦前に収集された作品を整理するとともに、1953（昭和28）年に佐藤慶太郎の功績を記念して設けられた佐藤記念室での企画展や所蔵作品展の実施について論じている。

「結論」において、これまでの議論をまとめ、東京府美術館は通説とは異なり萌芽的美術館と規定されるものであるとともに、「生きた美術史」を提示した場であり、また新作発表の場の提供を初めとして芸術活動支援者という役割を演じたものと総括している。

審 査 の 結 果 の 要 旨

近代美術史や博物館学においては、概ね明治期の機関や施設については史的な検証が進んでいる。しかし、大正期以降については、史的な研究対象となるほどの歴史を持つ存在である例が少ないという事情が背景としてないわけではないが、まだ基礎的な作業が緒に就いたばかりというのが実情であり、今後の研究の展開が待望されている。それは、今日の美術文化の問題に直結する面があるだけに、その研究成果は単なる調査結果とは異なる、将来の指針を示唆する可能性を秘めている。このような研究の背景をみるだけでも、本研究はその意義を認めることができる。

著者は長年にわたり美術館において学芸員として活動し、とくに研究対象である東京府美術館の後進である東京都美術館に勤務しており、その経験が論述の随所に活かされている。実際、本論文は、長期間にわたり積み重ねられてきた実証的な調査結果と細部への考察を忘れない丁寧な論証に基づくものとなっている。その資料の渉猟も広範囲にわたっている。新聞雑誌をむろんのこと、渋沢史料館などで、得難い未公刊資料を発掘するとともに、当該時期に活躍していた黒田鵬心やエルマン・デルスニスの遺族と連絡をとり、貴重な証言を得ている点に端的に示されている。

また、著者が東京府美術館史へ多彩な視点からのアプローチを行った点も見逃せない。これは研究対象が要請することでもあっただろうが、森鷗外の要望に応える形になった佐藤慶太郎という芸術支援者の周辺、美術行政と深く関わる東京美術学校長の正木直彦の存在、大正期美術文化の動向に大きな影を落としている聖徳太子奉讃会の活動、美術館を舞台とする海外との美術交流の様相、さらにこれまで等閑視されてきた東京府美術館における展覧会や入場者の実態、戦後の佐藤記念室の意義など、東京府美術館を形成している多様な歴史的経緯を丁寧に解きほぐして、美術文化の場として厚みを浮彫りにしている。

著者の掲げる主張として、とくに注目されるのは、芸術文化支援という観点である。置かれた歴史的条件を無視して、博物館や美術館のあるべき姿として共通理解がなされている規範から一面的に裁断するのではなく、むしろ東京府美術館が達成したことを実証的に評価することを目指しつつ、そこには、広く今日の美術館が求められている課題にも対応しようとする問題意識が反映されている。その点で、本論文には冒頭にも触れた今日的な問題解決に貢献する面があるのである。

以上から、本論文は、著者ならではの独創的な視点を導入し、従来の美術史や博物館学の研究を大きく前進させる労作であり、新知見に満ち、独自の考察を加えた論文として高く評価できるものである。本論文により、著者の研究目的は概ね達成したといえるが、今後は、東京府美術館における作品収集の事情、あるいは美術館事務の実態などについて、さらに調査研究を進める一方、戦後における美術館史の総合的な研究に発展するよう、一層の精進を期待するものである。

よって、著者は博士（芸術学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。